堺市報道提供資料

令和 8 年 10 月 16 日提供

水道メーターの盗難について

堺市上下水道局では、以下のとおり盗難事案が発覚しましたのでお知らせします。

1 発生場所

①金岡東 G 団地 1～5 棟、8～9 棟（堺市北区新金岡町 4-2　総室数 230 室）

②新金岡第六次住宅 10 棟（堺市北区新金岡町 4-3　総室数 48 室）

2 通報日

令和 8 年 10 月 15 日（木）

3 盗難状況

発生場所①

個　　数	36 個（通報日時点で空室であった箇所に設置されていたもの）
規　　格	口径 20 ㎜
単　　価	約 3,000 円
被害総額	約 108,000 円

発生場所②

個　　数	1 個（通報日時点で空室であった箇所に設置されていたもの）
規　　格	口径 20 ㎜
被害総額	約 3,000 円

4 経緯

○発生場所①

・10 月 13 日（火）午前 9 時 10 分頃、大阪府住宅供給公社（以下、公社）の修繕業者が、当該団地 1 室の修繕のために現地を訪れたところ、設置されているはずのメーターが設置されていないことを確認した。公社は修繕業者からの報告を受け、当該修繕業者に対して、当該団地のメーター設置状況の調査を指示した。

・10 月 14 日（水）、修繕業者から公社に、当該団地内の 36 室（10 月 13 日（火）に訪問した 1 室を含む。）において、設置されているはずのメーターが設置されていないとの報告があった。

・10 月 15 日（木）午前 9 時 30 分頃、公社から堺市上下水道局に、当該団地内の 36 室において、メーターの盗難の疑いがあるとの連絡があった。

・同日午前 10 時頃、堺市上下水道局は、メーター検針等の委託事業者に対し、当該団地及び隣接の集合住宅の現地調査を指示した。

・同日午後 2 時頃、メーター検針等の委託事業者による現地調査の結果、当該団地内の 36 室に、設置されているはずのメーターが設置されていないとの報告があったため、堺市上下水道局において盗難と判断した。

※盗難されたメーター（36 個）は、令和 8 年 8 月 18 日（火）及び 8 月 19 日（水）の定例検針時に設置されていたことを確認している。

○発生場所②

・発生場所①の事案の発生を受け、メーター検針等の委託事業者による隣接の集合住宅の現地調査を実施した結果、当該集合住宅の 1 室において、設置されているはずのメーターが設置されていないことを確認した。堺市上下水道局において、当該住宅の管理組合が同室のメーターを撤去していないことを確認したため、盗難と判断した。

※盗難されたメーター（1 個）は、令和 8 年 8 月 18 日（火）の定例検針時に設置されていたことを確認している。

※発生場所①②共に令和 8 年 10 月 15 日（木）に、管轄の北堺警察署に盗難の被害届を提出。（その際、周辺パトロールの強化を要請。）

5 今後の対応

・引き続き、窓口やホームページ等で注意喚起を実施。

【堺市上下水道局】

https://water.city.sakai.lg.jp/customer/oshirase/2369.html

6 メーター盗難の発生状況

・令和 5 年度 4 件　74 個（被害額 約 222,000 円）

・令和 6 年度 3 件　15 個（被害額　約 45,000 円）

・令和 7 年度 0 件

・令和 8 年度 5 件　50 個（被害額　約 150,000 円）

※メーターの口径は、すべて 20 ㎜。

※令和 8 年度の件数等には本事案を含みません。

問い合わせ先	担　当　課：上下水道局 サービス管理部　担　当　者：高橋、柳川（86-5210,86-5220） 事業サービス課 電　　話：072-250-9110 ファックス：072-250-4299